

岩手県告示第 323 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 4 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 元木江刈内線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡岩手町大字江刈内第 28 地割字室ヶ沢 48 番 1 地先から第 10 地割字三本松 45 番 7 地先まで	新	m 36.2~6.0	m 3,292.2
	旧	36.2~3.7	3,292.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所
- (2) 期間 平成 20 年 4 月 15 日から同年 5 月 15 日まで